

消防分署からのお知らせ ～その1～

◇消防車が出場するときのサイレンの音が次のように変わりました。

○火災出場時(サイレンとパトロールの時に鳴らしているカンカンの警鐘を鳴らして走行します。)

「ウーウーカンカン、ウーウーカンカン」

○火災以外の災害出場時(サイレンだけを鳴らして走行します)

「ウーウー、ウーウー」

これにより、火災出場とその他の災害出場を区別できます。消防活動に対するご理解とご協力をお願いします。

【お問合せ】佐井消防分署 警防係

消防分署からのお知らせ ～その2～ みなさんの家には住宅用火災警報器は設置されていますか

住宅用火災警報器は、火災の煙や熱などを感知して、音声や警報音で知らせてくれるので、火災の早期発見に大変有効です。

近年、全国的に火災が多く発生しています。万が一に備え、尊い命や財産を守るためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。

すでに設置されているご家庭では、いざという時にきちんと警報器が作動するように、日頃の維持管理に努めてください。

①電池切れに注意しましょう。

住警器は電池が切れると作動しません。また、切れそうになった際は音や光で知らせてくれます。

②ホコリに注意しましょう。

ホコリが機器内に入ると誤作動を起こす場合があります。また、そのまま放っておくと故障の原因になりますので十分注意しましょう。

音が鳴ったからといって焦ってはいけません。まず、周囲を煙・火の気がないか確認しましょう。煙が充満している時や、火が天井まで届いている時はただちに避難してください。火や煙が確認できなければ、上記(①、②)の可能性もあります。

①の場合は、新しい電池に交換し様子を見ましょう。それでも鳴動するのであれば②のように住警器のセンサー部分を掃除してみましょう。それでもダメなら交換をお願いします。

火災を起こさない佐井村を目指すためにも、みなさんのご協力をお願いします。

【お問合せ】佐井消防分署 予防係

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

青森県最低賃金改正のお知らせ

1. 青森県最低賃金が改正されます。金額などは次のとおりです。

時間額 679円(平成26年10月24日から)

2. 青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者と、労働者を1人でも使用している使用者に適用されます。

3. 製造業と小売業の一部には、特定(産業別)最低賃金が定められています。

4. 詳しくは、[青森労働局ホームページ](#)からもご覧になれます。

(<http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

【お問合せ】青森労働局労働基準部賃金室 ☎017-734-5821